

税の申告はお早めに

市民税・都民税

平成19年度
【市民税】 2月16日(金)～3月15日(木)
【都民税】

受付 午前9時～午後4時
30分(土・日曜日を除く)。
場所 市役所第2庁舎4階
会議室、各市政窓口
↓市民税課 ☎内線2342
申告が必要の方
(1)平成19年1月1日現在、市内在住で、18年中に収入があった方、市内在住者の扶養親族になつていない方、三鷹市国民健康保険・介護保険

所得税・贈与税・消費税

平成18年度
【所得税】 2月16日(金)～3月15日(木)
【贈与税】 3月15日(木)まで
【個人事業者の消費税】 4月2日(月)まで

受付 平日と2月18日(日)・25日(日)の午前9時～午後5時
(18日・25日は電話受付は不可)。
場所 武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1)
☎53 1311・税務相談窓口 ☎54 5251
駐車場はありません。
確定申告が必要な方
(1)事業所得や不動産所得などがある方で平成18年分の所得合計額が所得控除合計額を超える方
(2)株式・不動産譲渡のあった方や先物取引所得があった方
(3)給与所得者で次のいずれかに該当する方
給与収入が2千万円を超える方、給与を1カ所から受けている方で、給与所得や退

職所得以外の所得合計額が20万円を超える方、給与を2カ所以上から受けていて、年末調整していない給与収入金額と給与所得や退職所得以外の所得合計額が20万円を超える方
(4)公的年金のみの方で申告が必要な目安は、次の18年分の年金収入のとおりです(扶養などの控除額がある方は申告が必要にならない場合があります)。
65歳未満(昭和17年1月2日以後生まれ)の方は18万円、65歳以上(昭和17年1月1日以前生まれ)の方は158万円。
確定申告をすれば所得税が戻るか
(1)中途退職後、就職しなかった方で年末調整を受けなかった方
(2)原則として10万円以上の医療費を負担した方
(3)住宅ローンでマイホームを購入または一定規模の増改築をした方
(4)所得金額の10%以上の盗難・災害に遭った方
(5)国などへ5千円以上の寄付をした方
国税庁のホームページをご利用ください
申告書の作成は <http://www.nta.go.jp/>
電子申告・納税は自宅などから国税電子申告・納税システム(e-tax) <http://www.e-tax.nta.go.jp/>、e-taxへの問い合わせは ☎0570 015901
税金の質問は「コンピュータが答えるタックスアンサー」<http://www.taxanswer.nta.go.jp/>
郵送による確定申告書の提出が可能です
「控え」が必要な方は、申告書控(ボールペン書き)とあて先を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封し「〒180

金支払報告書が市へ提出されている方
平成17年1月1日現在65歳以上で前年中の収入が公的年金のみ(収入245万円以下)で専業主婦(夫)や社会保険料控除などに該当する方は、確定申告をしない場合、市民税・都民税の申告が必要になります。

(3)市内在住者の扶養親族で所得が35万円(給与収入100万円)以下の方
申告に必要な書類
平成18年中の収入が確認できる書類(源泉徴収票など)・領収書(国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・

生命保険料・損害保険料・医療費など18年中に支払ったもの)・申告書
くわしくは2月9日(金)ころ郵送する申告書と、同封の手引きをご覧ください。
例年、開始直後は大変混乱しますので、申告日の分散化にご協力ください。
待たなくて便利!
申告は郵送で
医療費控除がなく源泉徴収票・領収書を添付できる方は郵送による申告が便利です。
市が行う税理士による申告書作成のアドバイス
税理士が会場内を巡回しながら、申告者の自書作成のお

8522武蔵野税務署個人課税部へ。
口座振替をご利用ください
納税・還付金は便利で確実に口座振替(振込)をご利用ください。
確定申告書説明会の案内
所得税・事業税・住民税の共同説明会
2月5日(月)午前9時30分～午後3時(午前11時～午後1時を除く)・三鷹市公会堂別館会議室。
午前中は事業・不動産所得のある方、午後は年金所得者を対象とした申告書作成のアドバイスを行います(昨年の申告書・収支内訳書・印鑑・筆記具・電卓をお持ちください)。
税理士会が行う確定申告無料相談
対象は小規模納税者
2月16日(金)～3月8日(木)＝武蔵野税理士会館(武蔵野市中町1-23) 17武蔵野高和ビル11F(〒180) 3月1日

手伝いをします。
2月16日(金)～28日(水)・3月9日(金)～12日(月)午前9時30分～午後3時30分(土・日曜日および午前11時～午後1時を除く)・市役所第2庁舎4階会議室。
確定申告書A様式(給与所得・公的年金などの雑所得配当所得および一時所得だけで予定納税額のない方)で住宅借入金控除がない方が対象となります。
税理士は若干名のため混雑が予想されます。
2月16日(金)～25日(日)午前8時30分～午後7時30分(土・日曜日は午前9時～午後5時)・いずれも保険課(1階)⑨番窓口・納税課(2階)⑮番窓口へ。
相談・納付(納入)できる税目 市民税・都民税普通徴収・特別徴収・固定資産税(償却資産を含む)・都市計画税、軽自動車税・法人市民税 国民健康保険税
市職員を名乗る詐欺に注意
他自治体で職員と偽って訪問や電話をする事例が発生しています。訪問時に職員は身分証明書を持っていますので、ご確認ください。また、不審な際には担当者を確認して、応対する前に市役所までご連絡を。
↓納税課 ☎内線2421・保険課 ☎内線2391

臨時納税相談窓口
市税などを納期内に納付されていない方のために、平日の窓口延長と土・日曜日の臨時窓口の開設を行います。また、納税課・保険課職員が未納者宅の訪問・電話催告を行います。
税の早期納付にご協力ください。
2月16日(金)～25日(日)午前8時30分～午後7時30分(土・日曜日は午前9時～午後5時)・いずれも保険課(1階)⑨番窓口・納税課(2階)⑮番窓口へ。
相談・納付(納入)できる税目 市民税・都民税普通徴収・特別徴収・固定資産税(償却資産を含む)・都市計画税、軽自動車税・法人市民税 国民健康保険税
市職員を名乗る詐欺に注意
他自治体で職員と偽って訪問や電話をする事例が発生しています。訪問時に職員は身分証明書を持っていますので、ご確認ください。また、不審な際には担当者を確認して、応対する前に市役所までご連絡を。
↓納税課 ☎内線2421・保険課 ☎内線2391

口座振替による前納割引制度をご利用ください
国民年金保険料は1年前納、半年前納による割引制度がありますが、口座振替の前納制度を利用すると、納付書での前納に比べて、より一層割引になります。
口座振替で平成19年度分の前納を希望する方は、2月28日(木)までに金融機関などで手続きを行ってください。
くわしくは、ねんきんダイヤル0570 05 1165
または武蔵野社会保険事務所1411へ。

三鷹市議会議員選挙・三鷹市長選挙立候補予定者説明会
任期満了に伴う三鷹市議会議員・三鷹市長選挙(4月22日(日))に先立ち、説明会を開催します。
立候補予定者説明会
出席は立候補予定者および関係者を含めて2人以内。なお、立候補予定者が出席できない場合は代理の方が出席できます。
2月16日(金)午後1時30分から、福祉会館3階で、筆記用具と印鑑(認印可)を持参。市長選挙に係る確認団体申請手続き説明会
立候補予定者説明会終了後(午後3時30分)から、同会場で、くわしくは選挙管理委員会 ☎内線3034へ。

「自宅のアスベスト調査費を助成」
平成8年3月31日以前に建築された市内の住宅(戸建・

分譲共同)について、飛散性アスベストの調査費用を助成します。
助成対象者 戸建住宅はその建物に住所を有する所有者、分譲共同住宅は「建物の区分所有に関する法律」に規定する管理者。
助成金額 調査経費(調査機関による吹き付け材のアスベストの有無の目視調査と定性定量検査)の2分の1額。ただし戸建住宅は1棟につき10万円、分譲共同住宅は1棟につき20万円が上限。
くわしくは環境対策課 ☎内線2523へ。
2月7日は北方領土の日
断固たる決意と熱意で四島返還を、
鼓舞(はげまい) 群馬、色丹(しこたん)、国後(くなしろ)、択捉(えとろふ)の北方四島は、日本固有の領土であり、いまだ返ってこない貴重な国土です。領土問題が解決し、日露間の真の永続的な友好と平和な関係が一日も早く確立されることを願い、この問題についての関心と理解を深めましょう。
↓企画経営室 ☎内線2115
青年国際交流事業に参加しませんか
内閣府では、将来を担う国際感覚豊かな青年を育成するため、平成19年度の「国際青年育成交流」「日本・中国青年親善交流」「日本・韓国青年親善交流」「世界青年の船」「東南アジア青年の船」事業の参加青年を募集します。東京の募集期間は2月6日(火)～3月16日(金)です。
くわしくは内閣府政策統括官(共生社会政策担当)(付国際交流第1担当) ☎03 3581 1181・都教育庁生涯学習スポーツ部社会教育課 ☎03 5320 6859へ。

年金だより

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付されます。
平成18年10月3日～12月末日に初めて国民年金保険料を納付された方に、2月上旬に社会保険庁から、控除証明書が送付されます。
確定申告の社会保険料控除には、この証明書が必要になりますので大切に保管しておいてください。なお、控除証明書に記載された分以外にも国民年金保険料を納付された場合は、その領収証書も必要

となりません。
くわしくは専用コールセンター ☎0570 00 9991
1(平日)午前9時～午後5時、3月16日(金)まで)・武蔵野社会保険事務所 ☎56 1411へ。
口座振替による前納割引制度をご利用ください
国民年金保険料は1年前納、半年前納による割引制度がありますが、口座振替の前納制度を利用すると、納付書での前納に比べて、より一層割引になります。
口座振替で平成19年度分の前納を希望する方は、2月28日(木)までに金融機関などで手続きを行ってください。
くわしくは、ねんきんダイヤル0570 05 1165
または武蔵野社会保険事務所1411へ。

三鷹市議会議員選挙・三鷹市長選挙立候補予定者説明会
任期満了に伴う三鷹市議会議員・三鷹市長選挙(4月22日(日))に先立ち、説明会を開催します。
立候補予定者説明会
出席は立候補予定者および関係者を含めて2人以内。なお、立候補予定者が出席できない場合は代理の方が出席できます。
2月16日(金)午後1時30分から、福祉会館3階で、筆記用具と印鑑(認印可)を持参。市長選挙に係る確認団体申請手続き説明会
立候補予定者説明会終了後(午後3時30分)から、同会場で、くわしくは選挙管理委員会 ☎内線3034へ。

「自宅のアスベスト調査費を助成」
平成8年3月31日以前に建築された市内の住宅(戸建・

分譲共同)について、飛散性アスベストの調査費用を助成します。
助成対象者 戸建住宅はその建物に住所を有する所有者、分譲共同住宅は「建物の区分所有に関する法律」に規定する管理者。
助成金額 調査経費(調査機関による吹き付け材のアスベストの有無の目視調査と定性定量検査)の2分の1額。ただし戸建住宅は1棟につき10万円、分譲共同住宅は1棟につき20万円が上限。
くわしくは環境対策課 ☎内線2523へ。
2月7日は北方領土の日
断固たる決意と熱意で四島返還を、
鼓舞(はげまい) 群馬、色丹(しこたん)、国後(くなしろ)、択捉(えとろふ)の北方四島は、日本固有の領土であり、いまだ返ってこない貴重な国土です。領土問題が解決し、日露間の真の永続的な友好と平和な関係が一日も早く確立されることを願い、この問題についての関心と理解を深めましょう。
↓企画経営室 ☎内線2115
青年国際交流事業に参加しませんか
内閣府では、将来を担う国際感覚豊かな青年を育成するため、平成19年度の「国際青年育成交流」「日本・中国青年親善交流」「日本・韓国青年親善交流」「世界青年の船」「東南アジア青年の船」事業の参加青年を募集します。東京の募集期間は2月6日(火)～3月16日(金)です。
くわしくは内閣府政策統括官(共生社会政策担当)(付国際交流第1担当) ☎03 3581 1181・都教育庁生涯学習スポーツ部社会教育課 ☎03 5320 6859へ。